

自動車の「あおり運転」の厳罰化に

ついては、先月号本欄で詳述しました。おかげで、6月の法の施行以降、あおり運転行為は目に見えて減少したと言われています。ただ、ここで

注意しておかねばならないのは、今回、厳しく規制されたあおり運転は、自動車だけではなく、我々が日常生活の中でより身近に利用する自転車にも適用されるということです。あ

おり運転については、道路交通法第117条の2の2の11号で細かく規定され、「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」とされました(同法11

7の2第6号で高速自動車国道等で行われた場合は「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」)。これら

の条文では、自動車だけではなく、自転車などによる行為も含まれるとされます。

これに伴い道路交通法施行令も改正されました。

道路交通法施行令第41条の3によりますと、自転車運転における「危険行為」というのは、従来から、次の14の行為とされています。すでに本則の道路交通法で「違反」とされていたものです。

一 法第7条(信号機の信号等に従う義務)の規定に違反する行為

二 法第8条(通行の禁止等)第一項

の規定に違反する行為

三 法第9条(歩行者用道路を通行する車両の義務)の規定に違反する行為

四 法第17条(通行区分)第一項、第四項又は第六項の規定に違反する行為

五 法第17条の2(軽車両の路側帯通行)第二項の規定に違反する行為

六 法第33条(踏切の通過)第二項の規定に違反する行為

七 法第36条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

八 法第37条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

九 法第37条の2(環状交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

十 法第43条(指定場所における一時停止)の規定に違反する行為

十一 法第63条の4(普通自転車の歩道通行)第二項の規定に違反する行為

十二 法第63条の9(自転車の制動装置等)第一項の規定に違反する行為

十三 法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反する行為(法第117条の2第1号に規定する酒に酔った状態とするものに限る。)

改正道路交通法

自転車も“あおり運転”厳罰化 予想外の処分を受ける場合も

おり運転として厳しく規制された行為です。

これに違反すると行政処分として自転車運転者講習の受講命令が出ます。「公安委員会は、自転車の運転に関

しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に

基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせ

るおそれのあるものとして政令で定めるもの(次条において「危険行為」という。)

を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき

は、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定め

て、当該期間内に行われる第108条の2第1項第15号に掲げる講習(次

条において「自転車運転者講習」という。)

を受けるべき旨を命ずることができる(道路交通法第108条の3の5)

これに従わない者は「5万円以下の罰金に処する」(同法第120条1項17号) こととなります。

自転車なら大した危険はないと力をくくっていると、思いがけない大きな処分を受けることとなります。

今回の改正では、「十五」として新たに「法第117条の2第6号又は法第117条の2の2第11号の罪に当たる行為」が、追加されました。

いずれも今回の道路交通法改正であ

監修 日遊協顧問弁護士 堤 義成
同 岩本康博